

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム 整備支援業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

本業務は、総社市（以下「本市」という。）が高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム（以下「次期システム」という。）を整備するに当たり、公募型プロポーザルにより次期システムの整備業務を受託する事業者を選定するために必要な図書類の作成を行うことを目的とする。

2 資料の貸与

(1) 本市は、本業務を実施するに当たり、以下の資料を受注者に貸与するものとする。

ア 次期システム基本計画（以下「基本計画」という。）

イ 現行の消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設（以下「現行システム」という。）の完成図書

ウ その他、本市が必要と認める資料

(2) 受注者は、貸与された資料が必要なくなった場合には、直ちに本市に返却しなければならない。

(3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

(4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

(5) 受注者は、貸与された資料について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を本市に提出するものとする。

3 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について、本市の許可なく外部に公表してはならない。

4 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

5 業務従事者

(1) 受注者は、自社に3箇月以上在籍し、過去5年間に受注者の元請業務において、次期システムの調達支援業務（実施設計業務）に従事した経験を有する者を本業務の主担当技術者として選任し、本市に届け出るものとする。

(2) 受注者は、本業務に従事する者全員を記載した「業務従事者届」を本市に提出するものとする。

(3) 受注者は、販売代理店を含むシステムメーカー（以下「メーカー」という。）からの出向者を本業務に従事させてはならない。

6 一括委任又は一括下請けの禁止等

受注者は、業務の全部又はその主たる部分若しくは一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の軽微な一部分を第三者に委任し、又は請け負わせる場合において、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

7 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度本市と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

8 その他

受注者は、令和6年度に本市が発注予定の次期システム整備事業について、再委託先（再々委託等も含む。）、機器・材料等の購入先として参画することはできない。

第2章 業務概要

1 対象システムの範囲

(1) 本業務において対象とするシステムは次のとおりとする。

- ア 高機能消防指令センターシステム
- イ 消防救急デジタル無線システム
- ウ 消防OAシステム
- エ 本市市政情報課及び危機管理室との防災情報連携システム
- オ その他次期システムと一体で構築するサブシステム

(2) 対象システムの構成案については基本計画を参照すること。

(3) 消防救急デジタル無線システムについては、現行システムの基地局配置、出力を継承するものとする。

2 計画準備

(1) 受注者は、業務に先立ち、貸与資料により本市の現状業務運用状況を確認するとともに、業務に使用する各種資料の準備を行うものとする。

(2) 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面で提出し本市の承認を得るものとする。

3 基本計画の確認及び課題事項の再整理

受注者は、基本計画を確認し、必要に応じて本市に対しヒアリングを行い、課題事項について要求事項確認書として再整理を行うものとする。

4 情報提供依頼による先進技術調査及び有効性評価

- (1) 受注者は、メーカーに対し、システムに関する先進技術動向について情報提供依頼（以下「RFI」という。）を実施し、本章3において再整理を行った課題の解決策としての有効性の評価を行うものとする。
- (2) RFIの実施に当たって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、本市の承認を得るものとする。
なお、本市が承認したRFIを除き、メーカーから本業務に対する無償協力を得てはならない。
- (3) 受注者は、先進技術有効性評価結果を踏まえ、基本計画の機器構成案について見直し検討を行うものとする。

5 概算費用算出

- (1) 受注者は、本章4(3)の見直し検討結果に基づき、メーカーから見積りを徴取し、予算規模確認用の概算費用（10年分の維持管理費用を含む。）の算出を行うものとする。
- (2) 見積りは、令和6年度に本市が発注予定の次期システム整備事業について徴取するものとする。

6 システム設置箇所調査

- (1) 受注者は、消防本部・署所・無線基地局等のシステム設置予定場所について、庁舎平面図等を収集し、調査及び保守業者へのヒアリングを行い、次期システムへの切り替え方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。
- (2) 調査報告書は、メーカーが据付詳細設計を行うための参考資料とするため、整備時の設計図書に現行システムの竣工図面に添付し提出することを前提とする。

7 次期システム要求水準検討及び次期システム整備仕様書案作成

- (1) 受注者は、要求事項確認結果及び先進技術有効性評価結果をもとに、次期システムの要求水準の検討を行い、その結果をプロポーザル実施に当たり参加業者に提示する次期システム整備仕様書案（以下「仕様書案」という。）として取りまとめるものとする。
- (2) 受注者は、次期システムにおけるハードスペック要求水準について検討を行うものとする。
- (3) 受注者は、次期システム機能要求水準の検討を行うものとする。
- (4) メーカーから個別に提案資料等を受け取った場合、その活用にあたっては必ず本市の承諾を得ること。
- (5) 仕様書案は、以下の項目について記載するものとする。
 - ア 総則
 - イ 共通条件
 - ウ システム構成

- エ システム要求仕様条件
 - (ア) 機能仕様条件
 - (イ) 構造仕様条件
 - (ウ) 機器仕様条件
- オ 詳細設計業務条件（システム及び工事）
- カ 据付・調整（工事）条件
- キ 契約不適合責任対応
- ク 保守対応条件

8 システム参考レイアウト図面作成

受注者は、本章6の検討結果等を踏まえたうえで、次の図面を作成するものとする。

- (1) 指令室、通信機器室、電源室機器参考レイアウト図
- (2) 次期システムネットワーク構成図案

9 事業費積算

- (1) 受注者は、仕様書案の条件に基づき、メーカーから再度見積書を徴取し、プロポーザルにおける次期システム整備事業の上限額と保守業務の参考額設定のための事業費積算を行うものとする。なお、見積徴取業者数については原則本市の規定に従い、本市と受注者の協議のうえ決定するものとする。
- (2) 見積徴取に当たって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、本市に提示するものとする。なお、見積依頼は本市が実施する。

10 意見招請の回答支援

- (1) 受注者は、本市が実施する仕様書案に関する意見招請（以下「RFC」という。）について、RFC書案の作成を行うものとする。
- (2) 受注者は、本市が実施するRFCについての質疑に対する回答作成支援を行うものとする。

11 企画提案評価に関する検討

受注者は、プロポーザルにおける企画提案依頼項目及び評価基準について本市と協議を行い、次の書類を作成するものとする。

- ア 企画提案実施要領書案
- イ 企画提案評価基準案

12 打合せ協議

- (1) 打合せ協議は、原則月2回以上実施するものとする。ただし、電子メール等の活用により割愛できると本市が認める場合はこの限りではない。
- (2) 打合せ協議には、第1章5に規定する主担当技術者若しくは同等の業務従事実績を有

- する担当技術者が必ず出席するものとする。
- (3) 受注者は、打合せ協議後、速やかに議事録を作成し、本市に提出すること。

13 説明資料作成

受注者は、次期システム整備における本市議会への説明資料の作成支援を行うものとする。

第3章 納品成果等

1 納入成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、製本で各2部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部納入するものとする。

- (1) 要求事項確認書
- (2) 先進技術調査及び有効性評価報告書
- (3) 概算事業費積算書
- (4) システム設置個所調査報告書
- (5) 仕様書案
- (6) システム参考レイアウト図
- (7) 事業費積算書
- (8) R F C意見招請書案
- (9) R F C回答案
- (10) 企画提案実施要領案
- (11) 企画提案評価基準案
- (12) 打合せ議事録
- (13) その他本市が必要とする書類

2 検収

受注者は、本業務が完了したときは、契約書の規定に基づき、本市の検収を受けなければならない。

3 納入場所

総社市消防本部 警防課

4 納期

本業務の成果品の納入期限は、令和6年3月29日（金）までとする。